

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

1. 地球温暖化対策に係る国内外の動向

----- 国際的な動向 -----

- 世界気象機関と国連環境計画により設立された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は気候変動の評価を進めており、その第5次評価報告書（2014年）では、化石燃料を今のまま消費し続ければ21世紀末には最大4.8℃の気温上昇が予測されるが、可能な限りの温暖化対策を実施した場合、気温上昇は2℃未満に抑えられると予測しました。
- これを踏まえて、2015年の気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）第21回締結国会議では、世界共通の目標として、平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求することを目的に、全ての国が参加する、「パリ協定」が採択されました。
- なお、IPCC第6次評価報告書（2023年）では、地球温暖化は主に人間活動による温室効果ガスの排出によって引き起こされてきたことが明確であり、1850～1900年を基準とした世界の平均気温は2011～2020年に1.1℃上昇していると報告されています。

----- 国の動向 -----

- 日本は1998年の「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」制定以降、温暖化防止の取組を積極的に進めており、2016年には「2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減」を目標とする「地球温暖化対策計画」を策定しました。
- 2020年10月には、内閣総理大臣所信表明で2050年までにカーボンニュートラル社会の実現を目指すことを宣言し、2021年5月に温対法を改正し、同法の基本理念に2050年までに脱炭素社会（温室効果ガス排出量と吸収量の均衡が保たれた社会）の実現が盛り込まれました。
- 2021年10月には「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減の目標を設定しました。また、「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度電源構成の36～38%を再生可能エネルギーとする目標を設定しました。

----- 兵庫県の動向 -----

- 兵庫県は、「パリ協定」に対応した計画として、2017年に「兵庫県地球温暖化対策推進計画（第4次計画）」を策定し、2021年に第5次計画を策定しました。
- 国の「地球温暖化対策計画」改訂を踏まえて、2022年に計画目標を改定し、2030年度における温室効果ガス排出量の削減目標は2013年度比で48%削減、2030年度における再エネ導入目標は発電量100億kWh（2020年度比で2.16倍）と設定しました。

【パリ協定の概要】

区分	概要
目的	世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する。
目標	今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスをとることができるよう、排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新科学に従って排出量を削減する。

【地球温暖化対策計画の概要】

●温室効果ガス削減目標：2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減

(単位：百万t-CO₂)

区分	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標	
			排出量	基準年比
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,166	760	▲46%
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029	677	▲45%
産業部門	463	384	289	▲38%
業務その他部門	238	193	116	▲51%
家庭部門	208	159	70	▲66%
運輸部門	224	206	146	▲35%
エネルギー転換部門	106	89.3	56	▲47%
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2	70.0	▲15%
メタン (CH ₄)	30.0	28.4	26.7	▲11%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.4	19.8	17.8	▲17%
代替フロン等4ガス	39.1	55.4	21.8	▲44%
温室効果ガス吸収源	—	▲45.9	▲47.7	—
二国間クレジット制度(JCM)	—	—	目標：▲100程度	

※第6次エネルギー基本計画では、2030年度電源構成の36～38%を再エネとする導入目標を設定。

【兵庫県地球温暖化対策推進計画（第5次計画）改定版の概要】

●温室効果ガス削減目標：2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比で48%削減

●再生可能エネルギー導入目標：再エネによる発電量100億kWh（2020年度比2.16倍）

(単位：kt-CO₂)

区分	2013年度実績	2030年度目標	
		排出量	基準年比
温室効果ガス排出量・吸収量	75,182	39,311	▲48%
エネルギー起源二酸化炭素	71,259	38,805	▲45.5%
産業部門（エネ転換含む）	47,952	29,144	▲39.2%
業務その他部門	6,815	2,121	▲69.9%
家庭部門	8,364	3,273	▲60.9%
運輸部門	8,128	4,267	▲47.5%
その他（非エネ、CH ₄ ・N ₂ O、HFC）	3,923	1,766	▲55.0%
温室効果ガス吸収源	—	▲1,260	—

※再エネ発電量100億kWhは県内電力需要構成の30%に相当します。なお、国の目標は36～36%ですが10%程度、大規模水力発電が含まれるため、これを考慮して30%の目標設定となっています。

2. 地球温暖化対策に係る丹波篠山市の取組経緯

- 丹波篠山市は、2001年以降、丹波篠山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、市の事務事業を対象とした温暖化対策を進めてきました。
- 「丹波篠山市環境基本条例」（2004年制定）は、丹波篠山から地球規模の環境保全につなげていくことを基本理念の1つとし、市、市民及び事業者は、地球温暖化の防止に資するため、二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に努めるものとしています。
- 「第3次丹波篠山市総合計画」（2021年策定）では基本方針の一つとして環境との共生と経済が循環する暮らしづくりを掲げました。
- これらを踏まえて、2022年1月には、「丹波篠山市気候非常事態宣言」により、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すことを表明しました。
- また、丹波篠山市の環境施策の大きな方針を定めておくことを目的として、2023年1月には「丹波篠山市ワクワク環境みらい都市宣言」を宣言しました。

【丹波篠山市 気候非常事態宣言の概要】

区分	概要		
宣言要旨	気候の危機的な状況を乗り越えるためには、市民、地域、事業者、行政など様々な主体が危機感を共有し、二酸化炭素の排出削減に向けた積極的な行動をとる必要があります。よって、ここに気候非常事態を宣言するとともに、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目指すことを表明します。		
方針	主な取組内容等		
1	エネルギーをつくり、かしこく使うまちを目指します。	2050年CO ₂ 排出実質「ゼロ」の実現	①再生可能エネルギーの最大利用 太陽光発電導入、木質バイオマス有効利用 ②エネルギー消費の削減 省エネ機器導入、省エネ推進、エコカー普及他
2	ごみを減らし、資源としてうまく循環させるまちを目指します。	プラスチックごみ「ゼロ」の実現	①プラスチックごみの削減 マイバッグ・マイボトルの推進 ②プラスチックごみの資源循環 小売店による回収促進、プラごみ一括回収の検討
		ごみを出さない暮らしの実現	①ごみの削減 食品ロスの削減推進 ②ごみの資源循環 雑紙の資源化、生ごみの堆肥化、適切な分別の啓発
3	豊かな自然環境のもとで人と生きものが共生するまちを目指します。	人と生きものが共生できる環境づくり	①生きものの生息環境の保全 ふるさとの川・水路づくり、自然環境に配慮した農業推進他 ②野生生物の保護・管理 獣害対策の推進、外来生物対策の推進
4	災害による被害を軽減するまちを目指します。	災害に備えたまちづくり	①災害による被害軽減 防災マップの見直し、配布、砂防施設等の整備・促進 ②災害発生時の備えの充実 避難所の資機材備蓄・充実
		グリーンインフラの有効活用	①ピーク流出量抑制による洪水被害の軽減 川・水路づくり、田んぼダム、ため池貯留の推進他 ②森林の水源かん養機能の保全 森づくりの推進、竹林整備の促進
5	みんなが気候変動を正しく理解し、積極的に行動するまちを目指します。	積極的に構造物する人財づくり	①気候変動対策に取り組む人の育成 気候変動を学ぶ機会の創出、省エネ行動啓発 ②気候変動対策に取り組む関係づくり 事業者・団体との連携強化、情報共有、協働

丹波篠山市気候非常事態宣言

今、世界各地では記録的な高温、豪雨、干ばつなどの異常気象が増加しています。日本においても近年、「平成29年7月九州北部豪雨」や「平成30年7月豪雨」といった集中豪雨、台風の大型化、猛暑などの気候変動による災害・被害が頻発しています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間の影響の可能性が極めて高いと報告しています。日本を含む世界各国は、2015年に気候変動の脅威に世界全体で対応するための国際的な枠組みである「パリ協定」を採択し、最終的な到達点として、地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素を排出しない「脱炭素社会」の実現に向けて動き出しています。

丹波篠山市は、城下町を中心とした歴史的な街並み、伝統文化とともに、日本の原風景と言われる農村風景、自然景観、多様な生きものを守り伝えてきました。また、丹波霧にみられる盆地特有の気候風土と先人たちのたゆまぬ努力によりコシヒカリ、丹波篠山黒豆、山の芋などの特産物がつくられ、農業の都「農都・丹波篠山」として発展してきました。

しかし、丹波篠山市においても年間平均気温は上昇傾向にあり、豊かな恵みをもたらす丹波霧は減少傾向にあります。これにより、特産物の品質低下・収量減少や気候変動による水害・土砂災害などが発生するおそれが高まっています。現在の気候変動は、私たちの生活を脅かす極めて深刻な状況となっています。

このような気候の危機的な状況を乗り越えるためには、市民、地域、事業者、行政など様々な主体が危機感を共有し、二酸化炭素の排出削減に向けた積極的な行動をとる必要があります。よって、ここに気候非常事態を宣言するとともに、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目指すことを表明します。

令和4年1月5日

丹波篠山市長

丹波篠山市議会議長

酒井隆明 藤本富夫

丹波篠山市

ワクワク環境みらい都市宣言

令和5年1月18日
告示第4号



丹波篠山市

たんばさやまし



丹波篠山市は、先人の努力により大切に守られ引き継がれてきた魅力的な環境を未来に引き継いでいくため、

- 1 市民一人ひとりが環境問題について学び、環境をよくする意識を向上させるとともに、すべての人が持続可能な暮らしを営み、自らが積極的に行動するまちづくりに努めます。
- 1 人間の活動を原因とする温暖化により地球環境が危機的な状況にあることを市民一人ひとりが自覚し、省エネや再生可能エネルギーの最大利用、資源循環など「脱炭素社会」の実現に向けて積極的に取り組み、かけがえのない地球を未来につなぐよう努めます。
- 1 ふるさとの森、川、水路づくりなど、身近な農村の自然環境の保全・再生とともに、メダカやホタルをはじめ四季折々の生きものをいつくしみ、人と自然が共生するまちづくりに努めます。
- 1 農都宣言のまちとして農業が自然環境に与える影響を認識し、化学肥料や農薬の使用量の低減、有機農業や豊かな生きものがもたらす恵みの最大利用など、自然環境との調和に配慮した農業に努めます。
- 1 豊かな森や里山、清らかな水、澄んだ空気に抱かれた「源流のまち・丹波篠山」にふさわしい公害のない快適な生活環境を守り、良好な景観を創造するまちづくりに努めます。

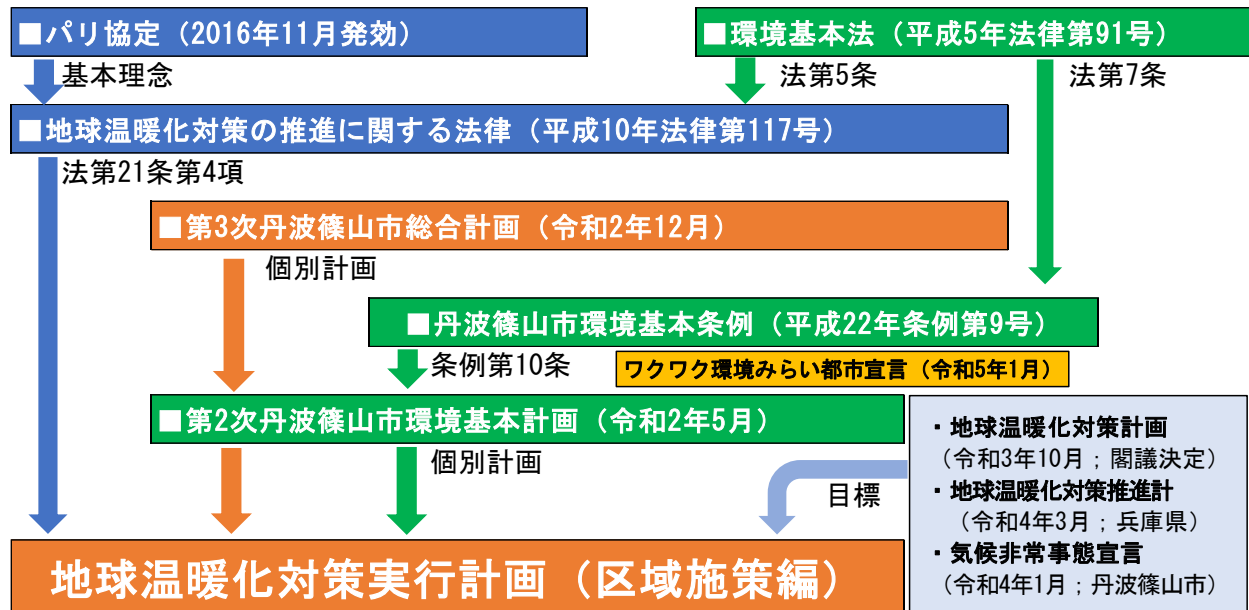
を基本理念として、「ワクワク環境みらい都市」をここに宣言します。

2. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

- 国際的な動向、国・県の動向、丹波篠山市の取組経緯を踏まえ、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指して、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。
- 本計画は、第3次丹波篠山市総合計画及び第2次丹波篠山市環境基本計画を上位計画とする、地球温暖化対策に係る個別計画と位置付けます。
- また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に定める「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に基づく計画であると共に、「気候変動適応法」第12条に定める「地域気候変動適応計画」と位置付けます。

<p>計画策定の背景 （上位・関連計画等）</p>	<p>■第3次丹波篠山市総合計画 基本方針③：環境との共生と経済が循環する暮らしづくり</p> <p>■環境基本条例 第3条（基本理念） 第4項 すべての市民が環境への負荷を低減する努力を続け、誰もが住みよい、住みたいまち丹波篠山にすること。</p> <p>■第2次丹波篠山市環境基本計画 重点分野5：気候変動対策 （目指すまちの姿）・地球にもお財布にもやさしくCO₂を減らすまち ・資源を大切に使う自然にやさしいエネルギーのまち</p> <p>■丹波篠山市気候非常事態宣言 2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目指す</p> <p>■丹波篠山市ワクワク環境みらい都市宣言 「脱炭素社会」の実現に向けて積極的に取り組み、かけがえのない地球を未来につなぐよう努めます。</p>
<p>計画策定の背景</p>	<p>地球温暖化は人類の生存基盤に多大な影響を及ぼす極めて重要な環境課題であり、「パリ協定」に掲げられた長期目標、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑えるの達成には、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが必要です。</p> <p>こうした現状を踏まえ、我が国は2020年10月に2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを宣言しています。</p> <p>丹波篠山市においても、「第2次丹波篠山市環境基本計画」に沿った施策を推進しており、2022年1月には「気候非常事態宣言」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を目指すことを表明しています。</p>
<p>計画策定の目的</p>	<p>本計画は、2022年1月に表明した、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする「丹波篠山市気候非常事態宣言」の実現に向けて、市民、事業者、行政等が連携し、温室効果ガス排出量の削減等と気候変動に対する適応を推進することを目的に策定します。</p>
<p>計画策定の根拠</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第4項目 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条</p>
<p>計画期間</p>	<p>計画期間は、2024年度を初年度とし、国及び県の計画期間を踏まえて、2030年度を目標年度とします。なお、社会経済情勢や環境問題の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。</p>
<p>計画の対象範囲</p>	<p>丹波篠山市全域を対象範囲とします。</p>

【丹波篠山市地球温暖化対策計画（区域施策編）の位置づけ】



【地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法】

【地球温暖化対策の推進に関する法律 法第 21 条第 4 項】

市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

【気候変動適応法 法第 12 条】

都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

3. 計画策定スケジュール

計画の策定スケジュールは以下を予定しており、2024年1～2月にはパブリック・コメント手続きを実施し、3月の計画策定を目指しています。

年月	予定	審議予定など
2023/09/14	第1回検討部会（対面開催）	・計画の策定に関する事項
2023/11/上旬	第2回検討部会（対面開催）	・計画素案に関する事項
2023/11/下旬	第1回環境審議会（書面開催）	・計画素案に関する事項
2024/01/下旬	第2回環境審議会（書面開催）	・計画案（パブコメ案）に関する事項
2024/02/	パブリック・コメント(1月間)	
2024/03/中旬	第3回環境審議会（対面開催）	・パブコメ結果の報告 ・計画最終案に関する事項